

2 事業者は、局所排気装置のダクトについて
は、長さができるだけ短く、バンドの数ができる
だけ少ないものとしなければならない。
(排風機等)

いては、当該局所排気装置に空気清浄装置が設けられているときは、清浄後の空気が通る位置に設けなければならない。ただし、吸引された有機溶剤の蒸気等による爆発のおそれがないかつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。

事業者は、全体換気装置（第二章の規定により設ける全体換気装置をいう。以下この章及び第十九条の二第二号において同じ。）の送風機又は排風機（ダクトを使用する全体換気装置については、当該ダクトの開口部）については、できるだけ有機溶剤の蒸気の発散源に近い位置に設けなければならない。

第十五条の二 事業者は、局所排気装置、ブツシユブル型換気装置（第二章の規定により設ける
ブツシユブル型換気装置をいう。以下この章
第十九条の二及び第三十三条第一項第六号において同じ。）、全体換気装置又は第十二条第一号
の排気管等の排気口を直接外気に向かつて開放
しなければならない。

事業者は、空気清浄装置を設けていない局所
排気装置若しくはブツシユブル型換気装置（屋
内作業場に設けるものに限る。）又は第十二条
第一号の排気管等の排気口の高さを屋根から
一・五メートル以上としなければならない。た
だし、当該排気口から排出される有機溶剤の濃
度が厚生労働大臣が定める濃度に満たない場合
は、この限りでない。

（局所排気装置の性能）

第十六条 局所排気装置は、次の表の上欄に掲げ
る型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる
制御風速を出し得る能力を有するものでなければ
ならない。

		型式
團い式フード		
外付け式フード		
側方吸引型		
○・五	○・四	制御風速 （メー トル／秒）

分	消費する有機溶剤等の区分	一分間当たりの換気量
Q	第一種有機溶剤等	$Q \approx 0.$
W	第二種有機溶剤等	$0.4 W$
W	第三種有機溶剤等	$Q \approx 0.01 W$
この表において、Q及びWは、それぞれ次の 数値を表わすものとする。		
Q	一分間当たりの換気量（単位 立方メートル）	

第十七条 全体換気装置は、次の表の上欄に掲げ
る区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる
式により計算した一分間当りの換気量（区分の
異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、そ
れぞれの区分ごとに計算した一分間当りの換気
量を合算した量）を出し得る能力を有するもの
でなければならない。

二 第八条第二項、第九条第一項又は第十一条の規定に該当し、全体換気装置を設けることにより有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けることを要しないとされる場合で、局所排気装置を設けたとき。
(**プッシュ型換気装置の性能等**)
第十六条の二 プッシュ型換気装置は、厚生労働大臣が定める構造及び性能を有するものでなければならぬ。
(全体換気装置の性能)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、その換気量を、発散する有機溶剤等の区分に応じて、それぞれ第十七条に規定する全体換気装置の換気量に等しくなるまで下げた場合の制御風速を出し得る能力を有すれば足りる。
一 第六条第一項の規定により局所排気装置を設けた場合

二 この表における制御風速は、フードの型式に応じて、それぞれ次に掲げる風速をいう。イ 囲い式フードにあつては、フードの開口面における最小風速

ロ 外付け式フードにあつては、当該フードにより有機溶剤の蒸気を吸引しようとする範囲内における当該フードの開口面から最も離れた作業位置の風速

W 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量
(単位 グラム)

5 事業者は、前項のプリシニブル型換気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負へに請け負はせるときは、当該請負へが当該

号のいづれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させれば足りる。

3 局所排気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）当該局所排気装置を第六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させること等について配慮しなければならない。ただし、第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させること等について配慮すれば足りる。

4 事業者は、ブツシユブル型換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該ブツシユブル型換気装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならぬ。

について準用する。
(換気装置の稼働)

W 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量
〔単位 グラム〕

2 前項の作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量は、次の各号に掲げる業務に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 第一条第一項第六号イ又はロに掲げる業務

二 第一条第一項第六号ハからヘまで、チ、リ又はルのいずれかに掲げる業務 作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量に厚生労働大臣が別に定める数値を乗じて得た量

三 第一条第一項第六号ト又はヌのいずれかに

（局所排気装置の稼働の特例）

第十八条の二 前条第一項の規定にかかるわらず、過去一年六月間、当該局所排気装置に係る作業場に係る第二十八条第二項及び法第六十五条第五項の規定による測定並びに第二十八条の二第一項の規定による当該測定の結果の評価が行われ、当該評価の結果、当該一年六月間、第一管理区分に区分されることが継続した場合であつて、次条第一項の許可を受けるために、同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、次の措置を講じた上で、当該局所排気装置を第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させることができる。

一次の事項を確認するのに必要な能力を有すると認められる者のうちから確認者を選任し、その者に、あらかじめ、次の事項を確認させること。

従事するときを除く。)、当該全体換気装置を前条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させること等について配慮しなければならない。

事業者は、前項のブツシユブル型換気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）、当該ブツシユブル型装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。

事業者は、全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該全体換気装置を前条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させなければならぬ。

事業者は、前項の全体換気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）、当該ブツシユブル型装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。

四 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六ヶ月以内ごとに一回、定期に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の各号のいずれにも該当するときは、当該業務に係る直近の連続した三回の第二項の健康診断（当該労働者について行われた当該連続した三回の健康診断に係る雇入れ、配置換え及び六月以内ごとの期間に関する同項の健康診断の結果（前項の規定により行われる項目に係るもの）を含む。）、新たに当該業務に係る有機溶剤による異常所見があると認められなかつた労働者について、第二項及び第三項の健康診断（定期のものに限る。）は、これらの規定にかかる

わらず、一年以内ごとに一回、定期に行えれば足るものとする。ただし、同項の健康診断を受けた者であつて、連続した三回の同項の健康診断を受けていない者については、この限りでない。

一 当該業務を行う場所について、第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、直近の評価を含めて連続して三回、第一管理区分に区分された（第四条の二第一項の規定により、当該場所について第二十八条の二第一項の規定が適用されない場合は、過去一年六月の間、当該場所の作業環境が同項の第一管理区分に相当する水準にある）こと。

二 当該業務について、直近の第二項の規定に基づく健康診断の実施後に作業方法を変更（軽微なものを除く。）していないこと。

（健康診断の結果）

第三十条 事業者は、前条第二項、第三項又は第五項の健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合における当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「有機溶剤等健康診断」という。）の結果に基づき、有機溶剤等健康診断個人票（様式第三号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

第三十一条の二 有機溶剤等健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 有機溶剤等健康診断が行われた日（法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聽取した医師の意見を有機溶剤等健康診断個人票に記載すること。

（健康診断結果の通知）

第三十二条の二の二 事業者は、前項の意見聴取を行つて必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

（健康診断結果報告）

定期のものに限る。(以下この条において同じ。)を行つたときは、遅滞なく、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

二 労働保険番号

二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号

三 時常使用する労働者の数

四 報告の対象となる期間、当該報告期間の属性する年における報告の回数及び健康診断の実施年月日

五 健康診断の実施機関の名称及び所在地に常に従事する労働者の数

六 有機溶剤業務の内容及び当該有機溶剤業務に常に従事する労働者の数

七 健康診断を受けた労働者の数

八 第二十九条第二項第四号(「有機溶剤による他覚症状と通常認められる症状の有無の検査に限る。」)、第五項各号又は別表の下欄(尿中)の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)に掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数及び当該項目(作業条件の調査を除く。)について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

九 別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分ごとに当該区分に応じた同表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)について健康診断を受けた労働者の当該区分ごとの数及び尿中の有機溶剤の代謝物の量の分布ごとの労働者の数

十 第八号の項目のいずれかについて異常所見があると診断された労働者の数(他覚所見のみ異常所見があると診断された労働者の数を除く。)及び前一号に掲げる項目について医師による指示のあつた労働者の数

十一 産業医を選任している場合は当該産業医の氏名並びに所属機関の名称及び所在地

十二 報告年月日及び事業者の職氏名
(緊急診断)

第三十条の四 事業者は、労働者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

事業者は、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機溶

(健康診断の特例)
第三十一条 事業者は、第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断を三年以上行い、その間、当該健康診断の結果、新たに有機溶剤による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受け、その後における第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断、第三十条の有機溶剤等健康診断個人票の作成及び保存並びに第三十条の二の医師からの意見聴取を行わなければならぬ。
前項の許可を受けようとする事業者は、有機溶剤等健康診断特例許可申請書(様式第四号)に申請に係る有機溶剤業務に関する次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 1 一 作業場の見取り図
- 2 二 作業場に換気装置その他有機溶剤の蒸気の発散を防止する設備が設けられているときには、当該設備等を示す図面及びその性能を記載した書面
- 3 三 当該有機溶剤業務に従事する労働者について申請前三年間に行つた第二十九条第二項、第三項又は第五項の健康診断の結果を証明する書面
- 4 四 第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請を受けた場合において、第一項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。
第一項の許可を受けた事業者は、第二項の申請書及び書類に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 5 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第一項の許可に係る有機溶剤業務に從事する労働者について新たに有機溶剤による異常所見を生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

一 第一条第一項第六号ヲに掲げる業務

二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、ブッシュ型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

(呼吸用保護具の使用)

第三十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

一 第六条第一項の規定により全体換気装置を設けたタンク等の内部における業務

二 第八条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュ型換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務

三 第九条第一項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備及び局所排気装置を設けないで吹付けによる有機溶剤業務を行う屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所における業務

四 第十条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュ型換気装置を設けないで行う屋内作業場等における業務

五 第十一条の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュ型換気装置を設けないで行う屋内作業場における業務

六 ブッシュ型換気装置を設け、荷台にある貨物自動車等該当ブッシュ型換気装置を設けないで行う屋内作業場における業務

七 屋内作業場等において有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備(当該設備中の有機溶剤

科講習によつて行う。)

第九章 有機溶剤作業主任者技能講習は、学

等が清掃等により除去されているものを除く。)を開く業務

く。)を定めることとした場合に同条の規定により定められ、又は区分される同表の下欄に掲げる物をいうものとする。

2 事業者は、前項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 第十三条の二第二項の規定は、第一項の規定により労働者に送気マスクを使用させた場合について準用する。

(保護具の数等)

第三十三条の二 事業者は、第十三条の二第一項第二号、第十八条の二第一項第二号、第三十二

条第一項又は前条第一項の保護具については、

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(労働者の使用義務)

第三十四条 第十三条の二第一項第二号及び第十

八条の二第一項第二号の業務並びに第三十二条

第一項各号及び第三十三条第一項各号に掲げる

業務に従事する労働者は、当該業務に従事する

間、それぞれ第十三条の二第一項第二号、第十八

条の二第一項第二号、第三十二条第一項又は

第三十三条第一項の保護具を使用しなければならない。

第八章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理

(有機溶剤等の貯蔵)

第三十五条 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのない蓋又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一 当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に關係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

(空容器の処理)

第三十六条 事業者は、有機溶剤等を入れてあつた空容器で有機溶剤の蒸気が発散するおそれのあるものについては、当該容器を密閉するか、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならぬ。

関係する者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二 有機溶剤の蒸気を屋外に排出する設備

(空容器の処理)

第三十七条 有機溶剤作業主任者技能講習は、学

科講習によつて行う。

第二章 学科講習は、有機溶剤に係る次の科目について行う。

一 健康障害及びその予防措置に関する知識

二 作業環境の改善方法に関する知識

三 保護具に関する知識

四 関係法令

第二条 第一条の規定による改正後の有機溶剤中毒予防規則(以下「旧規則」という。)第一条

(第三号を除く。)の規定を適用することとした

場合に同条の規定により定められ、又は区分さ

れる同表の下欄に掲げる物をいうものとする。

2 旧規則第十九条及び第二十六条(第二号から

第五号までを除く。)の規定は、昭和五十五年八月三十日までの間(新規則第十九条第二項

の規定により事業者が有機溶剤作業主任者を選任している期間を除く。)は、なおその効力を有する。

3 新規則第二条又は第三条の規定による新規則第二章、第三章及び第七章の規定の適用除外に係る有機溶剤等の許容消費量については、昭和五十四年二月二十八日までの間は、なお從前の例による。

附則 (昭和五十三年八月七日労働省令第二号)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。ただし、第一条中第十六条第一項の改正規定、第二十九条第二項各号の改正規定、

同条に一項を加える改正規定、第三十条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第三十条の二に係る部分に限る。)、第三十一条の改正規定(「前条」を「第三十条」に改める部分を除く。)、別表の改正規定、同表の次に一表を加える改正規定、様式第三号の改正規定及び同様式の次に一様式を加える改正規定は、同年十二月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の有機溶剤中毒予防規則(以下「新規則」という。)第三章及び第七章の規定の適用(第三十七条の規定の適用に係る場合を除く。)については、昭和五十四年二月二十八日までの間は、次の表の上欄に掲げる物は、新規則第一条第一項の規定により定められ、又は当該容器を屋外の一定の場所に集積しておかなければならぬ。

二 旧規則第十三条第一項第二号に該当することにより所轄労働基準監督署長が行つた同項の許可は、改正後の有機溶剤中毒予防規則(以下「新規則」という。)第十三条第一項の規定により所轄労働基準監督署長が行つた許可とみなす。

3 この省令の施行の際現に存する局所排気装置(旧規則第二章の規定により設けたものに限り

る。)の性能については、新規則第十六条の規定にかかるわらず、昭和五十五年二月二十九日まで

の間は、なお從前の例による。

(施行期日)		第三条 この省令の施行の際現にある旧省令に定める 様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	
(様式に関する経過措置)		第三条 この省令の施行の際現に存する旧有機則又は旧特化則に定める様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。	
(罰則に関する経過措置)		第三条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
(施行期日)		第十一條 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
(附則 (平成二十六年一月二八日厚生労働省令第一号) 抄)		第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年十二月一日)から施行する。	
(施行期日)		附則 (平成二十九年三月二九日厚生労働省令第一号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(施行期日)		第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	
(経過措置)		第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	
(施行期日)		附則 (令和二年一月二十五日厚生労働省令第二号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(施行期日)		第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	
(経過措置)		第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	
(施行期日)		附則 (令和五年四月二一日厚生労働省令第七〇号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(施行期日)		附則 (令和五年一月二七日厚生労働省令第一六五号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、公布の日から施行する。	
(施行期日)		附則 (令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。	
(施行期日)		附則 (令和四年四月一五日厚生労働省令第八二号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。	
(施行期日)		附則 (令和四年五月三一日厚生労働省令第九一号) 抄	
(施行期日)		第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。	
(経過措置)		第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。	
(施行期日)		第二条 第一条の規定による改正前のじん肺法施行規則第三十七条第一項及び様式第八号、第五条の規定による改正前の労働安全衛生規則第二条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十一条第二項、第五十二条第一項及び様式第八号、第五十三条第二項、第五十二条の二十一条、第一百条(様式第一十三号に係る部分を除く。)、様式第三号及び様式第六号から様式第六号の三まで並びに第六条の規定による改正前の	
(有機溶剤等)		第四条 この省令(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定(第四条及び第八条に定めることとする。)による。)の施行の際現にあるこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正前の様式による用紙について、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	
(ノエチルエーテル)		第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	
(ノエチルエーテル)		第六条 第三条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日	
(赤血球数の検査)		第三条 この省令の施行の際現にある旧省令に定める用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	

様式第1号（第4条関係）

様式第1号の2（第4条の2関係）

様式第2号（第1・3条関係）

(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
一 ムアミド	二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 ルエタン	二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物
一 肝機能検査	二 尿中のNの量	一 トルエン	二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 二硫化炭素

様式第1号(第4条関係)

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

有機溶剤中電子防護規則適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

様式第1号(第4条の2関係)

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

有機溶剤中電子防護規則適用除外認定申請書(新規認定・更新)

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

様式第2号(第1・3条関係)

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

有機溶剤中電子防護規則適用除外認定申請書

事業の種類	事業場の名前	事業場の所在地
空欄	空欄	電話 ()
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
中国に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則		
支那に於ける有機溶剤の販賣に於ける取扱いの規則	規格	内規

年月日

事業者職名

様式第2号の2(第18条の3関係)

局所排氣裝置特例稼動許可申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ()
労働者数		申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤薬剤従事労働者数
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の有機溶剤薬剤業務の概要		
申請に係る局所排気装置のフードの型式及び制御風量		
申請に係る局所排気装置が設けられている作業場の過去1年6月間の作業環境測定実施月日及び管理区分		
申請に係る局所排気装置のフードの制御制御風量		申請制御風量における作業環境測定実施月日及び管理区分
第18条の2第1項第1号の確認者の氏名及び部署		第18条の2第1項第1号イ及びロの確認結果

申請に係る所定の取扱規則が受けられ正在用場所に機械的装置等に付いてい使用する有溶接部等の名称及び	
平成17年1月1日以後に新規に申請する場合、既存の工事等の場合は、防爆規則、粉じん・障壁等防止規則又は石綿等の防護規則の規定により受け る規制と組合せして適用される規則の名称	鉛中毒予防規則 特定化学物質障害予防規則 粉じん障壁等防止規則 石綿障害予防規則

年 月 日

事業者職氏名

均衡

- 1 「事業場の構造」の欄に、日本標準産業分類の「中間」に記入すること。

2 「申請に係る施設の構造」の欄に、「平屋」及び「複数階」のいずれかに記入し、「申請に係る施設の構造のフード部門及び厨房部門」、「申請に係る施設の構造のフード部門及び厨房部門」、「第18条の2の第1項第1号及び第2号の構造」及び、「申請に係る施設の構造が記載されている作業場の有効面積割合において使用する有効面積等の名称及び量」の欄に、同構造の構造の複数のフード部門が記載されているときは、当該フード部門に記入すること。

3 「申請に係る施設の構造が記載されている作業場の構造(過去16年間)の作業場構造実測年別(年別)及び区分別」又は「作業場構造実測年別(年別)及び区分別」の欄に、同構造の複数の作業場構造が記載されているときは、当該作業場ごとに記入すること。

4 「第18条の2の第1項第1号の障害の氏名及び障害の「種別」欄に、アでは、第1条の2の第1項第1号「ア」又は「丙」の事項を擁護するに必要な形態に於ける障害、職務、職務等を記入すること。

5 「申請に係る施設の構造が有効面積割合規制、特定の作業場障害予防規則、粉じん障害防止規則又は石綿障害予防規則の規定により設けられている場合又は当該規則の名称の「障害」は、該当するものに記入すること。

6 二箇項中記述された事実については、別紙に記載して提出すること。

格式第2号の3(第34条の3の3関係)(本文)

第三管辖区公摊面积概况

年 月 日

万维基读写设置教程

株式会社の3(第28条の3の3関係)(裏面)

- 参考

 - 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の小分類により記入すること。
 - 次に添ふる者を記入すること。
 - ①運営実績として作業場管理部門が、有能窓枠中等階級別規則第28条の3の2第1項に規定する事項における作業場の管理について必要な能力を有する者であることを記入する者の署名。
 - ②作業場運営部門に記入した者の左肩に印を押す。印の大きさは、約1cm四方。
 - ③この欄には作業場運営部の就業者とその監督に付する記録の写し。
 - ④有能窓枠中等階級別規則第28条の3の2第4項1号に規定する個人ランクシング評定等の結果の記入欄。

様式第2号の3（第28条の3の3関係）

様式第2号の3（第28条の3の3関係）（裏面）

